



平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 大 研 医 器 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 田 圭 一
(コード番号：7775 東証二部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 大 浜 正 彦
管 理 本 部 長
(TEL. 06-6231-9901)

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月 24 日開催予定の第 42 期定時株主総会に「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、以下の要領により、当社取締役（社外取締役を除く）および従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行すること、ならびにかかる新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本議案は、取締役（社外取締役を除く）に対する発行については、会社法第 361 条の報酬等の付与に関する議案を兼ねる趣旨であり、取締役（社外取締役を除く）に対し報酬等としてストック・オプションとしての新株予約権を年額 5 百万円の範囲で発行することにつき、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、本報酬額は、平成 14 年 6 月 20 日開催の第 34 回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬額（月額 20 百万円以内）とは別枠で、設定するものであります。

また、第 42 期定時株主総会において、取締役選任の件が承認可決されると、対象となりうる取締役の員数は 6 名となります。

1. 新株予約権を発行する理由

取締役（社外取締役を除く）および従業員の当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く）および従業員に対し、新株予約権を発行するものであります。

なお、当社といたしましては、付与するストック・オプションの公正価額に見合った便益の提供を受けられると合理的に判断しているものの、当社が受領する抽象的便益をも含めた便益全体の価値が明確ではないため、株主の皆様方の理解を得るべく、株主総会特別決議によりご承認いただくことをお願いするものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割り当てを受ける者

当社取締役（社外取締役を除く）および従業員

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(4)に定める内容の新株予約権 1,000 個を上限とする。

そのうち取締役（社外取締役を除く）へ割り当てる個数は 215 個を上限とする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払い込みを要しないこととする。

(4) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)は 100 株、当社普通株式 100,000 株を新株予約権の目的となる株式数の上限とする。

なお、本株主総会における決議の日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた金額とする。

行使価額は 1,200 円とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、本株主総会における決議の日後、当社が株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本株主総会における決議の日後、当社が時価を下回る価額で株式の交付（ただし、新株予約権および新株予約権付社債の権利行使に伴う株式の交付を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる

1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

さらに、上記のほか、本株主総会における決議の日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権の権利行使期間

割当日から2年を経過した日を始期としてその後2年間とする。

新株予約権の行使の条件

・新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使は認められず、当該新株予約権は、会社法第287条の規定により消滅する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

・新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。

・その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について株主総会で承認され、取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金

の額は、上記 . 記載の資本金等増加限度額から上記 . に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編時の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存する新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、 に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権の権利行使期間

に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、 に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使の条件

に準じて決定する。

ト 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

に準じて決定する。

新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定するものとする。

その他の事項については、当社取締役会決議およびこれに基づき新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

以上